

停止条件付連帯保証に関する合意書

※個別事案により合意項目は緩和され得ることに留意

主債務者_____（以下「甲」という。）、貸主_____（以下「乙」という。）及び連帯保証人_____（以下「丙」という。）は、甲乙間の平成●年●月●日付金銭消費貸借契約（以下「貸付契約」という。）に基づく甲の乙に対する一切の債務について、以下の条件の下に丙が甲と連帯して保証すること等に合意する。

第1条（表明及び保証）

甲及び丙は、乙に対し、貸付契約の締結日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明し、保証する。

- ① 甲は、貸付契約の締結及び履行それに基づく取引について法令、定款、その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
- ② 甲による貸付契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、(a)甲を拘束する法令に反することではなく、(b)甲の定款その他の社内規則に反することではなく、また、(c)甲を当事者とする、または甲もしくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
- ③ 貸付契約は、甲に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。
- ④ 甲が作成する計算書類及び付属明細書等は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に適合しており、正確かつ適法に作成されていること。
- ⑤ 貸付契約に基づいて甲が乙に対して提出した一切の書類または資料等に、甲の事業または財務状況に関する重要な事実を反し、または乙に重大な誤解を生じさせる記載が存在しないこと。
- ⑥ 貸付契約の締結日の直前事業年度における甲の計算書類及び付属明細書等に示された甲の事業、財産または財政状態を低下させ、甲の貸付契約に基づく義務の履行に重大な影響を与える可能性がある重要な変更は発生していないこと。
- ⑦ 甲が現在行っている事業が、関連諸法令に違反しない態様で正常に行われていること。
- ⑧ 甲に関して、貸付契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、または及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、または開始されるおそれのないこと。

第2条（報告及び届出）

1. 甲は、乙に対し、貸付契約の締結日以降、甲が乙に対する貸付契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下各号の事由の一が生じた場合、直ちに報告し、または届け出なければならない。報告または届出は直ちに行われるべきものとするが、遅くとも以下各号の事由が発生してから1ヶ月以内に行われなければならないものとする。
 - ① 商号、代表者、署名または印鑑の変更。
 - ② 本店所在地または主たる事業所の変更。
 - ③ 役員または株主・資本構成の変更。
 - ④ 取引金融機関の変更（増加または減少を含む。）。
 - ⑤ 甲に関して貸付契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、もしくは及ぼす可能性のある訴訟、仲裁または行政手続その他の紛争が開始された場合、または開始されるおそれがある場合。
 - ⑥ 甲の乙以外の債権者に対する債務の支払について遅延が生じた場合。
 - ⑦ 甲並びにその子会社及び関連会社の財産、経営もしくは業況について重大な変化が発生した場合、または時間の経過によりかかる変化が発生するおそれがあることが判明した場合。
2. 丙は、前項の義務が甲によって遵守されることを約束するものとする。
3. 丙は、乙に対し、貸付契約の締結日以降、甲が乙に対する貸付契約上の全ての債務の履行を完了するまで、丙の住所地の変更が生じた場合、直ちに届け出なければならない。

第3条（事業及び財務状況の提出）

1. 甲は、乙に対し、貸付契約の締結日以降、甲が乙に対する貸付契約上の全ての債務の履行を完了するまで、以下各号の書類または資料を、それぞれについて記載された期限までに提出しなければならない。
 - ① 1年間の甲の月別資金繰予定表：●月●日
 - ② 1年間の甲の月別収支計画：●月●日
 - ③ 6ヶ月間の甲の見込日繰予定表：●月●日
 - ④ 各月の甲の資金繰実績表：作成該当月の翌月初5営業日
 - ⑤ 各月の甲の資金繰予定表：作成該当月の月初5営業日
 - ⑥ 各月の甲の試算表：作成該当月の翌月末日
 - ⑦ 各月末現在の売掛金元帳の写し：作成該当月の翌月10日
 - ⑧ 各月末時点における甲の各取引金融機関に対する借入残高の一覧表：翌月末日
 - ⑨ 各事業年度の甲並びにその子会社及び関連会社の計算書類及び附属明細書及び確定申告書の写し：当該事業年度の最終日から3ヶ月以内（海外法人の場合は6ヶ月以内）

- ⑩ 各事業年度の甲並びにその子会社及び関連会社の財産、経営又は業況についての報告書：当該事業年度の最終日から3ヶ月以内（海外法人の場合は6ヶ月以内）
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときはいつでも甲の書類、帳簿並びに財産及び事業の状態を調査し、書類または資料の提出を求めることができ、この場合、甲は乙の調査に協力しなければならない。
3. 丙は、前各項の義務が甲によって遵守されることを約束するものとする。

注) 1. ④～⑧の報告サイクルは当事者間の任意

第4条（要承諾事項）

1. 甲は、乙による事前の承諾がない限り、以下各号に定める行為を行ってはならないものとする。
- ① 代表取締役の変更。
 - ② 剰余金の配当（中間配当を含む。）、減資または自己株式の買入れもしくは消却。
 - ③ 役員に対する賞与または退職慰労金の支給。
 - ④ 1件●●円以上の投資（設備投資を含む。）または融資。
 - ⑤ 既存の債務についての担保の提供。
 - ⑥ 第三者の債務のための担保の提供。
 - ⑦ 第三者の債務についての保証、経営指導念書の差入れ、またはこれに類する一切の行為。
 - ⑧ 合併、会社分割、株式交換または株式移転。
 - ⑨ 重要な資産若しくは事業の全部または重要な一部の譲渡。
 - ⑩ 第三者の重要資産若しくは事業の全部または重要な一部の譲受。
 - ⑪ 前各号のほか、甲の経営状況及び財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為（既存事業の廃止または新規事業への参入を含む。）。
2. 丙は、前項の義務が甲によって遵守されることを約束するものとする。

第5条（誓約事項）

甲及び丙は、乙に対し、貸付契約の締結日以降、甲が乙に対する貸付契約上の全ての債務の履行を完了するまで、甲が現在行っている事業を関連諸法令を遵守して正常に遂行することを誓約するものとする。

第6条（停止条件付連帯保証）

1. 丙は、以下の各号の一に該当する事実が生じた場合、貸付契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して履行する。なお、被保証債務は、当該事実が発生した後新たに甲が乙に対して貸付契約に基づいて負担した債務のみならず、当該事実が発生した時点において既発生のおの乙に対する債務を含む。

- ① 第1条各号に基づく丙の表明保証が真実ではなかったとき。
 - ② 丙が第2条第2項、第3条第3項又は第4条第2項に規定される約束に違反したとき。
 - ③ 丙が前条の誓約に違反したとき。
 - ④ 前各号のほか、丙が、乙に対し、甲並びにその子会社及び関連会社の財産、経営又は業況に関する重要な点について虚偽の事実を開示したとき。
2. 前項に基づく丙の連帯保証債務は、前項各号の事由を具体的に摘示した甲の丙に対する書面による通知により生じるものとする。
 3. 丙が本条に基づいて発生した連帯保証債務を履行したことにより甲に対して取得する求償権並びに乙に代位して取得する権利（これに随伴する担保権及び保証債権を含む。）については、丙は、乙の事前の承諾がない限り、これを行使できないものとする。
 4. 甲の代表者の変更があった場合、乙は、甲の新代表者に対して本条に基づく停止条件付連帯保証と同一内容の保証を行うよう請求することができる。

【その他、必要に応じて一般条項を加える】

以上の合意を証するため本合意書2通を作成し、甲及び丙が各1通を、乙が写し1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

甲
乙
丙

注) 本合意書と同時に貸付契約も締結されることを前提としたサンプル合意書であることに留意。特に、既存の貸付契約（の一部）に基づく債務を保証対象とする場合や、既に一般的な連帯保証が差し入れられている場合には別途の考慮が必要。